

平成27年10月1日細則第25号

都道府県がんデータベースシステム利用手続細則

(目的)

第1条 国立開発研究法人国立がん研究センターの提供する都道府県がんデータベースシステム（以下「都道府県システム」という。）利用の手続において必要な事項を定めるため、国立開発研究法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）都道府県がんデータベースシステム利用手続規程（平成27年規程第104号。以下「規程」という。）第16条に基づき、この細則を定める。

(システムの運用管理)

第2条 利用責任者は、当該利用機関における都道府県システムの適正な運用に当たって、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 利用者IDの管理
 - (2) 病院コードの更新
- 2 担当責任者は、都道府県システムの適正な運用に当たって、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
- (1) アクセス権限の管理
 - (2) アクセスログの管理
 - (3) 障害の管理
 - (4) バックアップの管理
 - (5) バージョンアップの管理
 - (6) 標準住所コードの更新
 - (7) 共有ファイルの管理
 - (8) 問合せの管理

(ヘルプデスク)

第3条 担当責任者は、規程第14条によるヘルプデスクの連絡先、連絡方法を定めて、利用者責任者に通知する。連絡体制に変更があった場合も同様とする。

(総括責任者の設置する機器)

第4条 都道府県システムを運用するために、総括責任者は次号の機器等を設置するものとする。

- (1) 全国がん登録データベースシステム（以下、「全国システム」という。）で構成される都道府県がん登録室専用ネットワーク

(2) 回線終端装置及びWANルータ

- 2 サーバの故障・入替えなどにより、サーバの設定・再設定作業を行う場合、作業に伴う費用は総括責任者が負担するものとする。
- 3 都道府県システムのサーバ仕様については、利用責任者に別途通知する。

(利用責任者の設置する機器)

第5条 都道府県システムを利用するために、利用責任者は次の機器等を設置するものとする。

(1) 都道府県システム操作に用いる全国システム端末用PC

(2) 全国システム端末用モノクロ又はカラーレーザープリンター

- 2 全国システム端末用PCは、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に従い、専用ラックあるいはセキュリティワイヤー等にて施錠するものとする。
- 3 利用責任者は、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に従い、ID・パスワードの適切な管理等の漏洩防止の措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県がん登録室専用ネットワークは、全国システム及び都道府県システムの利用以外には使用せず、室内だけのLAN環境とし、外部ネットワークとは物理的に接続しないこととする。

(情報提供)

第6条 都道府県システムの運用に関する情報は、担当責任者が管理する全国がんシステム上のメールシステム並びに共有ファイルにて周知する。

(公的承認)

第7条 都道府県システムを利用しようとする利用責任者は、規程第9条に基づく「都道府県がんデータベースシステム利用環境報告書（以下「利用報告書」という。）」の提出に際して、次の地域がん登録事業実施の公的承認の資料を併せて提出するものとする。

(1) 審査を行った組織名

(2) 承認に関する公文書名

(3) 当該部分の写し

- 2 利用責任者は、公的承認に変更があった場合、利用報告書を総括責任者に提出して変更の承認を得なければならない。

(安全管理措置)

第8条 利用機関は、都道府県がん登録室の安全管理措置に関して、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」を遵守するものとする。

- 2 都道府県システムを新たに利用しようとする利用責任者は、都道府県がん登録室の安全管理措置に関して、利用要件充足確認において、指導を受けた場合は都道府県システムの導入時までに、利用環境変更時には提示された期限までに改策を講ずるものとする。
- 3 利用責任者は、担当責任者又は担当責任者の定める外部監査人から都道府県がん登録室の安全管理措置に関して指導を受けた場合は、提示された期限までに改善策を講ずるものとする。
- 4 利用機関及び利用者等、都道府県システムを利用する者は、都道府県がん情報を取り扱うため、秘密保持義務を負うものとする。

(品質)

第9条 利用責任者は、利用要件に関して担当責任者より指導を受けた場合は、提示された期限までに改善策を講ずるものとする。

- 2 利用責任者は、利用体制に関して担当責任者より指導を受けた場合は、提示された期限までに改善策を講ずるものとする。
- 3 利用責任者は、担当責任者が都道府県システムの適正運用のための会議等を招集した場合、必ず出席することとする。利用責任者が出席困難な場合は、利用機関より代行が出席することとする。

(導入作業)

第10条 都道府県システムの新たな利用について契約を締結した利用機関は、担当責任者の指導・助言を受けながら、次の各号に掲げる導入作業を進めるものとする。

- (1) 都道府県システムの操作に用いる全国システム端末PCの設定
- (2) 都道府県システム利用開始作業
- (3) 運用状況調査の実施

- 2 担当責任者は、前1項第3号の調査のため、必要に応じて利用機関に調査者を派遣することができる。

(地域がん登録データの移行)

第11条 今までに蓄積された地域がん登録データを都道府県システムに移行して、都道府県システムを利用しようとする利用責任者は、規程第9条による利用環境報告に併せて、担当責任者から指示された既登録データに関する資料を提出するものとする。

- 2 地域がん登録標準データベースシステム以外の地域がん登録システムを利用している県におけるデータ移行の時期や方法については、前1項の資料に基づいて担当責任者と利用責任者双方が協議の上、決定する。
- 3 データ移行の承認を得た利用機関は、担当責任者の指導・助言を受けながら、導入作業と並行して次の各号に掲げるデータ移行作業を進めるものとする。

- (1) 移行データの抽出及び全国システム端末PCを利用してのデータ移送
- (2) 移行データの一括チェックに基づくデータ修正

(報告様式)

- 第12条 利用機関が規定第9条1項にもとづき、提出を行う「都道府県がんデータベースシステム利用環境報告書」は別紙様式第1号を使用する。
- 2 総括責任者が規程第13条1項にもとづき、報告を行う「事業実績報告書」は別紙様式第2号を使用する。
 - 3 総括責任者が規程第13条2項にもとづき、報告を行う「業務廃止報告書」は別紙様式第3号を使用する。

(その他)

- 第13条 利用者において、本細則に疑義がある場合には、利用責任者又は代行を通じて、速やかに担当責任者に問い合わせることとする。
- 2 利用責任者又は代行において、やむを得ない事由により本細則に基づいて報告した内容の変更が必要となる場合には、あらかじめ担当責任者に相談の上、所要の手続をとることとする。
 - 3 本業務に関する詳細内容及び細則に記載のない事項等は、利用責任者又は代行と担当責任者との間で十分協議することとし、その指示に従うこととする。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日細則第7号)

(施行期日)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第 1 号

都道府県がんデータベースシステム利用環境報告書

国立研究開発法人

国立がん研究センター理事長 殿

利用機関名

利用責任者名

都道府県がんデータベースシステム利用手続規程第 9 条 1 項に基づき、下記のとおり報告いたします。

受付年月日 平成 年 月 日

報告区分	新規・変更・満了	報告年月日	平成 年 月 日
変更項目 <small>※報告区分 変更のとき チェックして変更内容を 下に記載</small>	<input type="checkbox"/> 利用場所 <input type="checkbox"/> 利用要件 <input type="checkbox"/> 利用責任者 <input type="checkbox"/> 代行 <input type="checkbox"/> その他		
理由 <small>※報告区分 満了のとき 更新しない理由を記載</small>			
利用場所			
利用要件	公的承認： 安全管理： 品質：		
利用責任者	職 名		
	振り仮名		TEL
	氏 名		e-mail
代 行	職 名		
	振り仮名		TEL
	氏 名		e-mail
そ の 他			

以上

様式第2号

平成 年 月 日

事業実績報告書

利用機関名

利用責任者名

国立研究開発法人

国立がん研究センター

理事長 中釜 斉 印

都道府県がんデータベース利用手続規程第13条1項の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

1. 実施した委託業務の概要

2. 実施した作業内容

以上

様式第3号

平成 年 月 日

業務廃止報告書

利用機関名

利用責任者名

国立研究開発法人

国立がん研究センター

理事長 中釜 斉 印

都道府県がんデータベース利用手続規程第13条2項の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

1. 廃止日

2. 廃止理由

3. 特記事項

以上